

議案第 4 3 号

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、奈良県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更したいので、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求める。

平成20年 6 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

奈良県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年 3 月10日奈良県指令市町村第1118号）の一部を次のように変更する。

第11条第1項中「2人」を「3人」に改める。

第12条第5項中「関係市町村の長のうちから」を「次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数をもって」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 関係市町村の長 2人

(2) 広域連合の運営に関し識見を有する者 1人

第13条中「及び副広域連合長」を削り、同条に次の2項を加える。

2 副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、前条第5項第1号に該当する者にあつては、関係市町村の長としての任期による。

3 広域連合長又は副広域連合長（前条第5項第1号に該当する者に限る。）が関係市町村の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

附 則

この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。